

No.207

令和8年1月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241)23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行／北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会

目次

新年の挨拶	2
村民の声	3
第10回定例会	4～8
村政を質す(一般質問)	9～14
委員会レポート	15～16
議会活動報告	17
議会傍聴のすすめ	18

議会だより

12月定例議会



新たな総合振興計画の策定へ
「村民と考える“みらいトーク”が開催」



※ 関連として、11ページの一般質問をご覧ください

議会映像がインターネットでご視聴可能！
～好きな時間に気軽にご視聴いただけます～



新年のご挨拶

北塩原村議会議長 五十嵐 善清



皆様、新年おめでとうございます。
村民の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春を迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。

年頭にあたり、村議会を代表いたしまして謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を振り返りますと、物価高騰や米の価格上昇をはじめ、私たちの暮らしを取り巻く環境は厳しいものでありました。現在もその状況は依然として厳しく、多くの家庭や事業者にとって、大きな負担となっております。

改めて、これまでの「当たり前」であった日常の暮らしの大切さを実感した一年でありました。

また、全国各地でクマの出没が相次ぎ、人身事故や生活の不安が広がり、自然との共生の在り方や、防災・安全対策の重要性について、考えさせられた一年となりました。

さらに、昨年12月8日の、最大震度

6強を観測した青森県東方沖地震が発生いたしました。同じ東北地方で起きた災害として被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。災害は、いつ、どこで起きるかわかりません。この度の地震は、私たちに對し日頃からの備えと地域の助け合いの大切さを改めて深く心に刻むこととなりました。

さて、本年2026年の干支は「丙午^{ひのえうま}」であります。丙午は、物事が大きく動き、変化と前進の力が強まる年、新たな流れを切り拓く年とも言われております。

私たち村議会におきましても、この力強い流れを良い方向へと活かし、北塩原村がさらに元氣になっていく一年にしたいと考えております。

また、村民の皆さまの声を大切にしながら、安心して暮らせる村づくり、そして、将来につながる村づくりのために、これまで以上にしっかりと議会活動に取り組んで参ります。

「村民のための議会」であることを常に忘れずに、皆さまと力を合わせて前に進んで行く所存です。

本年も、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう 重ねてお願い申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

議会傍聴にお越しください!

次回定例会は 3月 開会予定です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。
また、議会の審議結果は議会ホームページからもご確認いただけます。
詳しくは以下のQRコードを読み取り、ご参照ください。

◆審議結果の案内
(議会HP)



◆議会傍聴の案内
(議会HP)



議議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで

TEL: (23) 3263 FAX: (25) 7358

HPアドレス: <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

第21回 村民の声

このコーナーは村民の皆様よりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「村民の声」募集要項をご参照ください。皆様のご投稿を心よりお待ちしております。

「裏磐梯で実践する 理想の生活」

原^{はら} 宣功^{のぶかつ}（曽原）

はじめまして。昨年の10月に北塩原村に移住してきた原と申します。数年前、数十年ぶりに裏磐梯を訪れた際に、「自分はこの村に移住しなければならぬ」と天命のようなものを感じたのを覚えています。

理由は明快で、マウンテンバイクで走り回った、「大好物」である北米の自然保護区と重なる空気感と時間の流れがこの地にもあったからです。

また、私には「ヤツのように生きたい」と思う人物がいます。彼とは、30年以上の付き合いになりますが、困難やトラブルに直面しても弱音を吐いたところを一度も見ることがありません。なんでも、自分で解決する逞しさをもっているタフな人生を送っていて、自分が開拓した土地で、自然とも調和したダイナミックな生活を送っています。

諦めかけていた彼のような生活を、50代後半の年齢になり、私も、この裏磐梯で開始しました。

今のところ、この選択は正しかったと感じています。

妻も相当にこの地を気に入っていて、夫婦十二頭のワンコで非日常が

日常というような刺激的な生活を日々楽しんでいます。



▲私の師匠Paul Thomasberg(左)と共に
(ポールトーマスバーグ)



▲妻とのサイクリング

詳しい活動は
こちらより！



▲地域おこし協力隊
紹介ページ(村HP)

北塩原村議会広報 議会だより 〈「村民の声」応募要項〉

テーマ：自由（村への要望などは除きます。）

字数制限：500字程度

掲載：年4回発行議会だよりへ掲載します。

選考：議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。

応募方法：投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。

（写真の準備が出来ない場合は撮影に伺います。）

宛先：〒966-0485

北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局

E-mail：gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

（役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。）

第10回 定例会

あらまし

映像で見る 第10回 定例会

第10回定例会は、
以下のQRコードか
ら、録画映像にて
ご覧いただけます。



◎議案第50号

令和4年災 河川災害復旧
工事（大川入川上流）請
負契約の変更について

◆概要

令和4年8月上旬の大雨により被災した河川の、国の災害査定終了後、令和5年9月8日に当初契約を行った工事の請負契約について、現場精査の結果、仮設排水管の口径の変更及び材料の追加等により、契約額の増額を行うもの。

◆契約金額

【変更前】 8,635万円

【変更後】

1億1,278万6,300円

◆契約相手

渡部産業株式会社

◆工事場所

令和7年第10回定例会が12月5日から10日まで6日間の会期で行われました。1日目は、村長から村政報告と議案の提案理由の説明後に1件の契約に関する議案について説明・質疑・討論・採決を行いました。4日目は、3名の議員の一般質問を行い、5日目に2名の一般質問後、常任委員会を開催し所管の議案審議が行われました。6日目は、提案された議案の質疑・討論・採決と追加議案として人事案件2件が上程され、質疑・採決が行われ、原案可決19件、原案同意2件となりました。

大字松原字中荒木山地内

質疑

【問】遠藤 祐一 議員

説明が分かりにくかったので確認だが、工事契約は、現場の竣工検査が終わって完了と考えるが、この工事は検査も終わっているものなのか。

【答】建設課長

現場の竣工検査は終わっておりません。今回、議会で議決いただければ、金額を変更し、竣工書類をいただき現場検査してもらい、支払いとなります。

質疑

【問】小椋 眞 議員

村内の0歳、あるいは1歳の乳児は、北山地区と裏磐梯地区で何名ずついるのか。

【答】保健福祉課長

本年9月末現在で2歳児は北山4名、裏磐梯2名、1歳児は北山3名、そして0歳児は、母子健康手帳の交付状況から、今年度内に生まれる予定が北山2名、裏磐梯3名となっています。

【問】小椋 眞 議員

3年ほど前に裏磐梯でも託児所が欲しいということとで、現在の幼稚園のところを増築しようという話があったが、建設はまだされていない現状である。同じ村内で、地域差があつてはならないと考えるので、施設の大きさは別としても、裏磐梯にもそういった施設をつくるべきと考えるが、村長いかがか。

かがか。

【答】村 長

3、4年ほど前から検討委員会を立ち上げ、裏磐梯幼稚園の隣に保育園をということでしたが、その当時、生まれる子どもの状況を見て保留にしておりましたが、改めて検討させていただきました。たいと思います。

【問】小椋 眞 議員

これから、子どもを連れて村へ戻ってくる方もいるので、そうした施設を整えておかなければ、戻ってくることも出来ない。

ぜひ、皆さんの喜ばれるようなものを検討すべきと考えますが、いかがか。

【答】村 長

検討させていただきます。

◎議案第52号

北塩原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

◆概要

令和8年度から「特定乳児等通園支援事業」を実施するにあたり、必要となる基準を定める条例を定めるもの。

用語解説！これなあに？

◆乳児等通園支援事業

生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月一定時間まで保育所等の利用が可能となる事業

◆特定乳児等通園支援事業

保育所等が行う、乳児等通園支援事業の費用を市町村が負担するにあたり市町村が事業内容等を確認した事業（事業自体は、児童福祉法に規程する乳児等通園支援事業（右記）と同じ事業）



◆概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

◎議案第55号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。未就学児を養育する職員が取得することができ、部分休業について、取得できる時間等の見直しが行われる。

◎議案第56号

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

期末手当の支給割合を改正するもの。
○年間支給率(0.05月増)
【改正前】 3.45月
【改正後】 3.50月

◎議案第57号

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

期末手当の支給割合を改正するもの。

○年間支給率(0.05月増)

【改正前】 3.45月

【改正後】 3.50月

◎議案第58号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

県人事委員会勧告に基づく給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改正を行うもの。

○期末手当年間支給率

(0.025月増)

【改正前】 2.50月

【改正後】 2.525月

○勤勉手当年間支給率

(0.025月増)

【改正前】 2.10月

【改正後】 2.125月

質疑

【問】小椋 眞 議員

説明の時に数字は聞いてはいるが、いくらから、いくら上がったかは説明されていない。

次から、もっと分かりやすい説明をすべきと考えるが、いかがか。

【答】総務企画課長

大変失礼いたしました。今後、分かりやすい説明をさせていただきますと思います。

◎議案第59号

北塩原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◆概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

◆主な内容

- ・虐待対応の強化
- ・(通報義務等の創設 等)
- ・国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化

◎議案第60号

北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◆概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

◆主な内容

- ・虐待対応の強化

◎議案第61号

北塩原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◆概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

◆主な内容

- ・虐待対応の強化
- ・(通報義務等の創設 等)

◎議案第62号

北塩原村火入れに関する条例の一部を改正する条例

◆概要

消防庁通知により、「林野火災に関する新たな注意報」等が創設されたことから、火入れを中止する要件に加えるため、条例の一部を改正するもの。

◎議案第53号

北塩原村議会議員及び北塩原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正に伴う改正を行うもの。
○物価変動を鑑み、公費負担の対象となる選挙運動用ビラ及びポスター作成に伴う公費負担限度額の引上げ。

◎議案第54号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

もう少し、課長等へ差をつけず、一緒にやるという姿勢で進めるべきである。

各課長が対等に話しが出来るから、こういう問題が起きており、色々やらなくてはいけない問題があるのに、こうした無駄な予算が次々と出てしまつては、どうしようもないと考える。

副村長の選任は、議会でも同意しているため、我々にも責任があるので言っている。副村長は自分の事業と、思つて色んなことを点検し、準備すべきであり、今後責任をもって、みんなをまとめあげることができるのか。

【答】副村長

私、副村長は議会の同意を得て、村長より任命を受けました。従いまして、村長を補佐いたしまして、議会の皆さまと円滑、そして役場内部におきまして、円滑に職員が仕事ができるように、努めてまいります。

【問】小椋 眞議員

村には古い除雪車があると聞いているが、10年を経過した除雪車の更新には、補助金も活用出来ると思うので、計画的に更新をして常時異常のない体制を作る

べきと考える。他の自治体では、古い除雪車を補助車として1台残し、壊れた時に使用しているというところがある。使用する人に日頃の点検を責任をもって対応していただきながら、計画的に更新して補助の除雪車を1台もつべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

大変貴重なご意見ありがとうございます。豪雪地帯という点を十分鑑みながら、新たな更新におけるスケジュールをもって、更新していくことを建設課の方へ指示をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【問】五十嵐 正典議員

補正予算の捕獲報償費において、令和7年度当初と現在の捕獲頭数は何頭となっているのか。

【答】産業課長

令和7年度当初の予定数ですが、熊が80頭、サルが50頭、イノシシが30頭でした。補正後の予定数は、熊が170頭、猿が55頭、イノシシが60頭、シカが10頭となっております。

◎議案第64号

令和7年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

27万5,000円

◆概要

今回の補正予算は、県人事委員会勧告を踏まえた給与改定と標準化対応に係る国保総合システム改修経費負担金が計上された。

◎議案第65号

令和7年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

2,044万3,000円

◆概要

今回の補正予算は利用者数増加に伴う介護サービス給付費の増額経費等が計上された。

◎議案第66号

令和7年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

445万9,000円

◆概要

今回の補正予算は、保険料増加に伴う後期高齢者医

療広域連合納付金の増額経費が計上された。

◎議案第67号

令和7年度北塩原村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

35万2,000円

◆概要

今回の補正予算は、県人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う経費等が計上された。

◎議案第68号

令和7年度北塩原村下水道等事業会計補正予算（第2号）

50万5,000円

◆概要

今回の補正予算は、県人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う経費等が計上された。

人事案件

◎議案第69号・70号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

◆内容

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任について村長より追加議案が提出され、全会一致で同意されました。

固定資産評価審査委員会委員は次のとおりです。

◆小椋 敏廣氏（早稲沢）
（再任）任期は令和7年12月20日から3年間



◆樟山 裕康氏（北山）
（再任）任期は令和7年12月24日から3年間



令和7年第10回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件 名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第50号	令和4年災河川災害復旧工事（大川入川上流）請負契約の変更について	7	0
議案第51号	北塩原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	8	0
議案第52号	北塩原村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	8	0
議案第53号	北塩原村議会議員及び北塩原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第54号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第55号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第56号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第57号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第58号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第59号	北塩原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8	0
議案第60号	北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8	0
議案第61号	北塩原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8	0
議案第62号	北塩原村火入れに関する条例の一部を改正する条例	8	0
議案第63号	令和7年度北塩原村一般会計補正予算（第5号）	8	0
議案第64号	令和7年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）	8	0
議案第65号	令和7年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	8	0
議案第66号	令和7年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8	0
議案第67号	令和7年度北塩原村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	8	0
議案第68号	令和7年度北塩原村下水道等事業会計補正予算（第2号）	8	0
議案第69号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	8	0
議案第70号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	8	0

(※)

- 議長は採決には加わりません。
 ○ 鈴木安奈議員は、本会議第1日目（12月5日）は忌引きにより欠席となっております。
 ○ 遠藤康幸議員は、第10回定例会（12月5日から12月10日）は体調不良により欠席となっております。

(※) 詳しく解説！

【議案第62号】

北塩原村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

◆「北塩原村火入れに関する条例」とは？

北塩原村の森林または森林の周囲1km以内の範囲内にある土地（原野、田畑、荒地等）において立木、雑草等を面的に焼却する場合は、村長の許可が必要であり、その手続き及びその他必要な事項を定めたもの。

◆「改正のポイント」

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を教訓に、これまでの「強風、異常乾燥注意報や火災警報」発令時の火入れの中止に加え、令和8年1月1日から、新たに創設された「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令時も、火入れが中止され、林野火災を防ぐものです。

〈 関 連 〉

喜多方広域HP
掲載記事参照



1 鈴木 安奈 議員10

○関係人口の創出を通じた地域課題への対応と地域活性化について
○持続可能な地域づくりを実現するため男女共同参画社会を進めることについて

2 伊藤 敏英 議員11

○第五次総合振興計画の進捗状況について

3 柏谷 孝雄 議員12

○耕作放棄地の発生防止と持続可能な農業の対策について
○東京農業大学との今後の取り組みについて

4 遠藤 康幸 議員

○村の基幹産業である観光・農業の魅力発信について

5 遠藤 春雄 議員13

○物価高対応について

6 渡部 哲夫 議員14

○村の除雪対応について

※遠藤 康幸議員は、体調不良により欠席となったため、
上記の質問にいてはとり止めとなりました。

お気軽に議会映像をご視聴いただけます

北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、インターネットによる本会議のライブ配信も開始しました。

本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：（23）3263 FAX：（25）7358

HPアドレス：<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



ズバリ!!

村政を質す!!

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質すことで、報告や説明を求めることをいいます。

鈴木 木 安 奈 議員



関係人口創出を通じた地域課題と地域活性化の対応は

問 当村は豊かな自然環境や農業用地に恵まれ、観光や別荘利用、二地域居住など、多様な形で村外の方々と関わりを持てる可能性があるが、村の人口は減少が続き、高齢化率も上がる一方である。

こうした中で、現在村が行っている関係人口創出のための取り組みと、関係人口を活かした取り組み、今後の計画について伺う。

答（村 長）

関係人口の創出は、裏磐梯の観光スポットへの移住・暮らしに関する相談をはじめ、移住希望者による交流や、村内の体験プログラムを通じた交流を進めております。また、関係人口を活かし村内のイベント開催や大学生の実習、交流自治体との往来にも広がっています。

今後は、村の認知度向上を図り、観光から交流、移住、定住へのつながりを進めてまいります。

問 関係人口の創出において、杉並区との交流のなかで、せっかく人員を割いて村のものを持参するのであれば、しっかりとした準備をし、効果的な事業をすべきである。

今後、ほかの自治体とも積極的に交流する計画はあるか。

答（村 長）

きよせ市民まつり（東京都）へお招きをいただき、村の物産販売をさせていただきました。清瀬市長から、村との交流を望む声もありますので一度伺い、修学旅行や教育旅行の誘致を行いたいと考えています。

また、北海道東川町に伺い自然環境を通じて交流を深めることができると考えております。

問 関係人口のつながり方で、在京きたしおばら会との新たな交流と、会へ入られていない方とつながることが村の存続にもつながると考えるが、村の考えはいかがか。

答（村 長）

SNSでの動画や、村公式LINEを通じて親しみやすい情報発信を強化してまいりたいと考えています。

持続可能な地域づくりへ村の「男女共同参画プラン」の進捗状況と今後の策定は

問 人口減少のスピードが加速し進む中、当村も人口減少を止めることは難しくなってきた。

男女がその性別に関係なく活躍できる社会をつくることは、多岐に渡り重要になってくる。「第1次北塩原村男女共同参画プラン」の進捗状況と、第1次プランの期限が2026年度までとなっているため、第2次策定に向けての準備と見通しについて伺う。

答（保健福祉課長）

県が実施している令和6年度の男女共同参画推進状況調査の結果から、村の各種委員会等の女性の割合は、県の平均値を下回っており、課題が認められる状況にあります。

第2次策定においては、保健福祉課を中心に、各課及び関係機関と連携を図るほか、村民の意見を直接お聞きする機会を設けたいと考えています。

問 地方の女性が地元を離れる傾向は、個人的な理由はあるが、地方で女性がないことが大きな要因ではないかと考える。幅広い方への普及が必要と考えるが、これまでの村の広報・啓発はどのような

のだったのか。

答（保健福祉課長）

これまでどちらかというと、人権を中心とした広報を展開しておりましたが、昨今の社会情勢を踏まえ、今年度は新たに、「とも家事」など、性別役割分担解消について、村の広報誌や公式LINE、村ホームページを活用して実施しております。

問 幅広い世代へ響く普及活動が必要であり、今子どもたちが学んでいる一人一人の個性の尊重や、互いを認め合うという考え方について、トップの方たちが普及活動することが一歩進んだ村になると考えるが、村の考えはいかがか。

答（村 長）

議員おっしゃるとおり、子どもたちが習っている現状と、私たちが形成している社会にギャップがあると、前へ進まないことになるので、今後、村としても普及活動を強化してまいりたいと思います。

詳しくはこちらから！

北塩原村男女共同参加計画

第1次北塩原村
男女共同参画プラン

平成31年3月
北塩原村



第五次総合振興計画の進捗状況と計画の必要性とは

問 10年を期間とする第五次総合振興計画も、残すところあと約1年となった。遠藤村長が半数以上関わってきた、村の最上位のこの総合振興計画が、この9年間で果たしてきた具体的な成果は何か、課題は何か、現在までの達成状況について伺う。また、2011年の地方自治法の一部改正により、総合計画の策定義務はなくなり、市町村の独自の判断に委ねられることになり、廃止する自治体もあらわれてきている。

村は今後もこの総合計画を続けるようだが、総合計画の果たすべき役割は何か、続ける理由を伺う。

答（総務企画課長）

第五次総合振興計画の成果としては、観光業の回復と強化、子育て支援制度の改善、移住相談



伊藤 敏英 議員

体制の強化による関係人口の広がりがあります。課題としては、人口減少の抑制については依然として厳しい状況であり、地域の基盤に関わる課題が残っています。達成状況につきましては、総合振興計画での数値目標は設定していませんので、制度整備がされたか、事業が継続・拡大したか、住民サービスが向上したか等を定性的観点から総合的に判断しております。

村といたしましては、行政運営の最上位方針だけでなく、国や県広域での連携、補助金の申請においても不可欠と考えていることから、今後も総合計画を継続すべきと考えております。

問 第五次総合振興計画は、期間10年にも及ぶ村の最上位計画である。議員からの質問があり答えるのではなく、節目に進捗状況を議会に報告するのが当然ではないのか。

村民にも周知をすべきと考えるが、いかがか。

答（村長）

議員おっしゃるとおり、こうし



た進捗状況は、2、3年に1回かそうしたことが必要だったかと思えます。深く反省しております。

問 第五次総合振興計画は、概要版が区長便で配布されたが、配っただけでは村民には伝わらない。策定された計画をもとに、みんなと進めるものだ村民に対し、説明会等で説明すべきと考えるが、村長はいかがか。

答（村長）

議員ご指摘のとおり、現在進めています第六次総合振興計画については、村民の方々と意見交換を重ねておりますが、村民の方々とこの計画を実行していくという機運を盛り上げるためにも、実施していきたいと考えております。

問 第五次総合振興計画において、地域担当職員制度の導入は村民の声を聞き、村づくりを進めるうえで極めて重要なものだったが、計画においてなぜやらなかったのか。

答（総務企画課長）

当初、2名一組で正規担当で割り当てて行われていましたが、職員数が少ないうえに、通常業務との兼ね合いで回れていないことが一番の要因であり、現在も実施していない状況でございます。

問 計画における村民参加による協働の村づくりの中で、村長室の開放があげられているが、村民が

意見や要望を気軽に言うための開放はなぜやめたのか。

答（村長）

継続を考えたときもありましたが、来られる方が特定の方という状況もあり、定期的な開催にはせず、私の時間が空いていれば対応するというところで実施しております。

今回、山形県の西川町に伺った際は町長室や副町長室もオープンだったということもありました。

これから先のことを考えると、皆さま方に開かれた村長室ということを考えていきたいと思えます。

問 いいところを見てきているのだから、すぐにやるべきである。約9年間もの間、村の最上位に位置する計画として成果はほとんどないように考える。

これから策定される第六次総合振興計画は、総合戦略のように計画、実行、評価、改善の仕組みや首長が変わった際の公約との整合性に配慮したものにすべきと考えるが、いかがか。

答（村長）

大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。第六次総合振興計画については、進捗状況や見直し等、10年の中では実行できるように進めていきたいと考えております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

かしわ
柏谷孝雄
議員



耕作放棄地の発生防止と持続可能な農業の対策は

問 農林水産省の調査で10年後の後継者が決まっていない、いわゆる後継未定農地が東北6県中、本県がワーストだったと公表された。本村においても従事者の高齢化、後継者不足、担い手不足と農産物生産だけでなく耕作放棄地の拡大と環境維持を含め、多くの課題を抱える中、持続可能な農業に向けてどのような対策を講じていくのか伺う。

答（村 長）

これからの本村におきましては、日本型直接支払制度を有効に活用し、農村の有する多面的機能の維持と、担い手の支援、育成と昨年策定した地域計画の実現に向け、担い手との話し合いを継続してまいります。

問 今現在、農地を守るために、

耕作放棄地の再生利用に取り組む個人や、団体、村外の民間企業等に補助金を交付する事業があるが、これまでの実績はどうなっているのか。

答（産業課長）

昨年は、2名の方により遊休農地の解消事業が取り組まれ、今年度も継続して2名の方と1件の法人からの申請があり調整しております。

問 こうした事業について広報でも周知していると思うが、継続して周知をしていくべきである。また、営農困難な農業者が出た際、中山間地域の直接支払い制度を活用し集落営農も頭に入れ、維持しなければならぬため、農家との協議を進めるべきである。

次に、持続可能な農業には新規就農者が必要であるが、令和7年度は何名いるのか。

答（産業課長）

本村では、国の新規就農制度で2名、村単独の補助制度で支援している方が2名おり、4名の方全員が就農する予定でございます。

問 村内の新規就農者はいずれ先細りすることが予想される。県で進めるお試し就農などを活用し、外部からの就農者を呼び込むべきと考えるが、いかがか。

答（産業課長）

県と農協、農業会議、農業振興

公社で実施している事業ですが、事業の受入れ先となる県の認定農家が本村にはおりませんので、村独自の支援制度で支援をしてみたいと考えています。

東京農業大学との今後の取り組みと村づくりの方針は

問 令和5年7月に東京農業大学との連携再確認を目的に訪問して早2年が経過した。そこで、この2年間の取り組みと今後、大学との連携においてどのような村づくりを進めていくのか伺う。

答（村 長）

農大生による農業実習が再開しましたので、今後さらなる拡大に向け次年度以降につなげたいと考えています。また、人と人とのつながりから構築される関係人口と多くの可能性の実現に向けた調整とともに、ネットワークを活かした事業を積極的に支援し、導入していきたいと考えております。

問 東京農業大学との包括連携は10年が経過し、村を取り巻く環境も大きく変化をしているところだが、村が進めるブランド化は、なぜ進まないのか。

答（産業課長）

これまで早稲沢の高原野菜等について、ブランド化されているという認識であったことも要因と考えています。今年度よりブランド

化に係る予算がつき、農大の先生やOB、OGの方々と前へ進むよう協議を重ねております。

問 この農大との連携で、小規模農作物の高付加価値化や、村の特産品の開発の実現が必要と考える。現在、開発を進めているものはあるのか。

答（産業課長）

現在、クランベリーを栽培し、健康食品としての試作が進められています。

問 早稲沢にある大地の工房の活用について、東京農業大学との連携のなかで、農産物の加工品開発を進めてみてはいかがか。

答（産業課長）

早稲沢の大根の漬物等について、地元の方ですべてやるという方がいらっしゃれば、そういったことを支援したいと考えております。



▲東京農業大学の高畑健教授、前講師の宮田正信氏からペピーノの栽培について説明を受ける村民等

物価高対策に向けた村の対応は

問 政府は、11月21日に総合経済対策を示し、成長型経済に移行するとしている。物価高を乗り越える対策としては、足元の物価高への対応や地方の伸び代の活用と暮らしの安定、さらには中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境整備等が上げられている。今後、重点支援地方交付金が拡充され、地方自治体が創意工夫をこらし、物価高対策への対応が求められると思うが、村ではどのような施策を考えているのか伺う。

答（総務企画課長）

村といたしましては、国の枠組みを踏まえつつ、物価高騰対策、生活者支援について検討している状況です。なお、食料品の物価高騰に対する特別加算については、農水省からの要請もあることから、食料品の物価高騰対策を中心に検

討を進めています。

問 この物価高対策について、村ではどのように協議を進めていくのか。

答（村 長）

この物価高対応については、年度内に早急に手立てをとるというようなこともあるため、今後は私と副村長等である程度のたたき台を作成し、各課の要望等を踏まえ協議し、それを議会の皆さま方にお諮りしていきたいと考えています。

問 今、国の方でも話されているおこめ券について、村としてはどのように考えているのか。

答（村 長）

おこめ券を配布する場合、手数料等も含まれ、大変な負担の割に、効果もうすいと言われております。そのため、総合的な判断も必要となることから、村内の状況も含めて検討してまいりたいと思います。

問 おこめ券を配布する場合、村内でお米を生産している農家の方々にとっての必要性は疑問なところである。

答（村 長）

やはり、商品券や電子マネー等、村民が喜ぶ内容を検討すべきと考えるが、いかがか。

は回りません。そのため、何かがこの村にとっていいのかを、国が推奨するメニューを鑑みながら判断してまいりたいと思います。

問 これは、色々と考えて政策を進めていかないと、村民のためにはならないと考える。

これからの時期や、行政の事務負担を考慮すれば、石油代や電気代が家庭の負担になってくるため、以前も行った現金給付の方法がいのではないかと考えるが、村長はどのように考えているのか。

答（村 長）

現金での対応については、一つの方法であると考えておりますが、



▲イメージ写真

今それがいいですよとなっていない部分もありますので、コロナ禍で実施した水道料金における基本料金の減免なども含め、総合的に判断してまいります。

問 物価高により、多くの方が今苦労している状態で、この冬も相当な光熱費がかかると考える。やはり村民が苦労している部分を力バーしてやらなければ、村民のためにはならないと考える。

国の方の指針や情報を把握し、これからの時期に役立つ灯油代等への支援が効果的と考えるが、いかがか。

答（村 長）

重点支援地方交付金についてですが、これについては、それぞれの自治体ごとの金額も示されております。

各自自治体に自由裁量権というものはありますので、先ほど指摘のありました燃料高騰の対策等について考えることができるかと思っています。

村民の方々が本当に交付されてよかったという施策を講じてまいりたいと思います。

遠藤 春雄 議員



わたなべ 哲夫 議員



村の除雪対応は

問 近年は降雪環境が、温暖化等の影響を受け雪が少なかったり、大雪になったりと極端で、降雪予測が年々難しくなっている。

そのため、大雪での除雪費に対する財政圧迫や、雪の排雪場の問題、住民の高齢化による除雪要支援世帯の高まり等も考えられる。そこで、村ではどのような除雪対応を考えているのか伺う。

答（建設課長）

冬期間の道路除雪につきましては、道路交通、通勤・通学の確保など住民生活の安定と維持を図るため、実施しております。

そのため、村では人件費、業務委託、機械借り上げ、除雪機械の維持管理経費、燃料費等の一定経費を除雪経費として計上しております。

また、各行政区の協力のもと、

排雪場所を確保して頂き、村道等の円滑な除雪を行っております。

そして、社会福祉協議会で行っておりました従来事業の実施体制の見直しや、高齢者世帯等除雪サービス事業を見直しをしまして、対策経費の拡充を図ったところでございます。

問 昨年は、大雪により会津全域の道路や生活インフラ、農業インフラなどに、甚大な被害をもたらした。

このような災害が再び発生しないとも限らない。

村ではこのような最大警報級の大雪に直面した場合、最低限必要な防災計画が村では練られているのか。

答（建設課長）

まず村道の除雪についてですが、降雪量に関わらず住民の生活を守るため、除雪をその状況に応じて対策を行います。



▲令和7年2月頃の村内降雪時

また、各行政区やオペレーターとも連携をとりながら、体制を整備していきたいと考えています。

答（総務企画課長）

続いて防災関係につきましては、警報級の大雪というような状況になった場合、村のほうでは豪雪対策本部会議を立ち上げまして、全庁体制をとっているところです。

問 行政区によつては、排雪場の確保が困難となり、苦勞されている方も多いのではないかと思います。

場合によっては、個人の好意で私有地を借用し排雪場とするしかないわけだが、今回、村へ苦情を出されたという話しも聞こえるが、原因はどういったものか。

答（建設課長）

排雪場は、各行政区へ場所の確保をしていただき、了解のもと村道等の除雪に使用しております。

しかし、排雪場を住民の方が利用する際、排雪場の手前に山のようには置くケースがあり、村道等の雪を排雪出来ないこともあり、今年度、各行政区長へ排雪場の確保と併せて排雪場の利用についても周知徹底をさせていただいたものです。

問 個人の私有地を排雪場として使用しているという場合、排雪場としての使用には十分注意を払うべきと考える。

次に、高齢者や体力的に除雪が

困難な方々への支援について、今年度、村では村民税非課税世帯等に限り、除雪の助成補助となっているが、課税、非課税世帯に限らず、除雪が困難な方々への支援を行うべきではないかと考えるが、いかがか。

答（村長）

昨シーズンの豪雪により、高齢者世帯等の除雪サービス事業を、65歳以上の高齢者で非課税世帯等といったことで改めて構築しました。

課税世帯であればある程度の財政的用意はできるのではないかと思いますので、非課税世帯で所得の低い方々に援助をさしのべることと、今年度は実施させていただき、今後この事業が拡充すべきだということもできるかと思っております。

令和7年度から変わりやす 北塩原村高齢者世帯等除雪サービス事業

除雪が困難な高齢者世帯等に対し、冬期間における生活の安全確保及び自立した生活の維持を図るため、居宅の除雪経費の一部を支援します。

■対象世帯

- 北塩原村内に居住し、村民税非課税世帯で次のいずれかに該当する世帯
- ①65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ②重度心身障害者医療費受給対象者のみで構成される世帯
- ③65歳以上の高齢者と中学生以下の児童のみで構成される世帯
- ④65歳以上の高齢者と重度心身障害者医療費受給対象者のみで構成される世帯
- ⑤ひとり親世帯と親と中学生以下の児童のみで構成される世帯

ただし、上記①～⑤にかかわらず、以下の世帯は対象になりません。

- ・生活保護を受給している世帯
- ・施設入所または入院により生活の実態がない世帯
- ・同一住居に対象とならない世帯が同居する世帯
- ・アパートや集合住宅等に居住する世帯

■対象となる除雪作業

- ※外出が困難と認められる積雪がある場合
- ・玄関から直近の生活道路までの除雪
- ・灯油タンク、ガスボンベ
- ・屋根からの落雪による除雪
- ・屋根の雪下ろし
- ※車庫や物置の除雪は対象外

■助成額等

- ①助成額（1世帯あたり）
- ※1枚あたり1,000円の給付券を交付
- ・北山、大塩地区 20,000円分（給付券20枚）
- ・松原、裏磐梯地区 40,000円分（給付券40枚）
- ※上記の額を超過する場合は自己負担となります。

詳しくはこちらから



総務文教

【テーマ】関係人口創出と移住促進事業強化の取り組み

都市部等との新たな関わりで
関係人口を創出

視察先 ▶ 群馬県みなかみ町



みなかみ町HP

調査内容

みなかみ町では、「みなかみユネスコエコパーク」を活かした交流・連携・共生の取り組みや、一般社団法人「コトハバ」の支援を受け、町での暮らしや活動を通じ、関係人口の創出につなげるとともに移住・定住の促進にもつながっている。

議会の
視点民間企業や団体
との連携必要

みなかみ町では、各種事業の遂行・運営にあたり民間企業や団体との連携、包括協定を締結し、民間企業等とともに新しい事業モデルの創出と魅力づくりの向上を図っている。

本村においても、効果的な事業展開について、積極的な検討が必要。



▲官民連携により関係人口の創出を

経済厚生

【テーマ】産官学金連携による観光資源の再生について

産官学金連携で観光資源の再生
を図る「廃墟再生プロジェクト」

視察先 ▶ 群馬県みなかみ町



みなかみ町HP

調査内容

みなかみ町では、産官学金が包括連携協定を結び、長期的なまちづくりを行っており、温泉街の最奥の廃墟跡地を再生し、小さな文化拠点として人のにぎわい場所としてオープンしており、計画は継続されている。廃墟跡の再生は使えるものを活かすことが重要とされている。

議会の
視点町の資源を基盤に産官学金連携で持続可能な
地域づくりを

みなかみ町では、産官学金による包括連携協定を結び、長期的視点のまちづくりを行っており、みなかみ町の「地域らしさ」を発信しながら、持続可能な地域づくりを明確に実現しており、本村の観光と農業を主体とした地域活性化においても、こうした事例の研究が必要と考える。



▲意見交換をする村経済厚生常任委員

委員会レポート①

先進自治体を視察することで、
村の中だけでは知り得ぬ多
くの情報を得ることが出来ます。
各常任委員会による「県外
視察」を報告します。

「なるほど！」な先進事例を調査

議会運営委員会

【テーマ】子ども議会の開催から見る活発な
議会づくり次世代のリーダーを育て活発な
議会運営を図る

視察先 福島県湯川村議会

調査内容

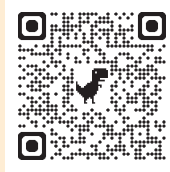
湯川村議会では、村内の小中学生を対象とした「子ども議会」を開催し、児童・生徒が村の施策に自分の意見を表明することを通じて、社会参加の重要性を学ぶ貴重な機会づくりとして取り組みが進められていた。

議会の
視点住民参加の議会へ
議会運営の工夫必要

湯川村では、子ども議会を通し、次世代のリーダーの素養を育てるとともに、子どもたちから見える地域の課題に対し、村と議会も目を向ける機会が創出され、活発な議会運営がなされている。本村でもこうした事例の継続した調査研究が必要と考える。



▲視察内容の説明を受ける委員等



湯川村議会HP

議会広報委員会

【テーマ】読みやすい誌面づくりで公聴機能を
強化子どもたちに読まれる
議会広報誌を目指す

視察先 福島県玉川村議会

調査内容

玉川村議会では、議会広報誌の改善へ誌面の中にQRコードを導入して意見募集を行い、さらには中学生とのワークショップを実施したりと、議会体制の変化に伴い、公聴機能強化へ変革が進められている。

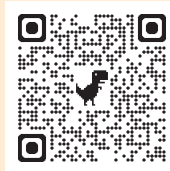
そのため、住民目線にたった議会広報誌編集に活発に取り組まれていた。

議会の
視点議会活動を分かりやすく
広く情報発信を

玉川村議会では、議会の活動状況を分かりやすく、広く情報発信するため、議会広報誌の内容を簡潔明瞭に記載し、住民からの声も誌面へ反映することを目指し、住民目線で取り組まれており、本村においても今後の参考とし継続した研究が必要。



▲取組について意見交換をする委員等



玉川村HP

委員会レポート②

「なるほど！」な先進事例を調査

県内外の自治体を視察することで、村の中だけでは知り得ぬ多くの情報を得ることができます。議会運営委員会と議会広報調査特別委員会による「視察研修」を報告します。

議会活動報告

福島県町村議会議員 研修会へ参加



▲町村議会議員研修会の様子

地方議会改革について 知見深める

令和7年10月20日、ビッグパレットふくしま（郡山市）で、福島県町村議会議長会主催の議員研修会が実施されました。

研修では大正大学地域創生学部公共政策学科教授の江藤俊昭氏より、「地方議会・議員の役割と議会改革の必要性」について、そしてジャーナリストの田崎史郎氏より、「今後の政局・政治展望について」の講演がなされ、現在の社会情勢や、地方議会の在り方も含め、議員等は知見を深めました。

3市町村議会議員 交流会へ参加

喜多方市、西会津町、北塩原村の議会議員が一堂に会し、令和7年11月21日に、喜多方市を会場に議員交流会が開催されました。

これは喜多方地方広域市町村圏を取り巻く情勢の変化に、各市町村が連携・協力して地方圏への人口定住の促進を図るために開催されたもので、今交流会では、公立大学法人会津短期大学部特任研究員の森文雄氏を講師に招き「先進的の中山間地域の活性化モデル」について講演がなされ、各市町村で抱える課題等について意見交換をはかりました。



▲研修会の様子

行政区長会・各団体から要望書が提出されました



▲北山地区行政区長会



▲大塩地区行政区長会



▲桧原地区行政区長会



▲裏磐梯地区行政区長会

令和7年11月から12月にかけて、各地区（北山地区・大塩地区・桧原地区・裏磐梯地区）や、村内のPTA連絡協議会、観光協会等より、議会へ要望書が提出され、各行政区や団体で抱える課題等について情報交換がなされました。

【議会傍聴に関するお知らせ】

本会議の傍聴を希望される方は、本庁舎2階の傍聴席入口前で受付簿に氏名・住所等の必要事項をご記入のうえ、ご入場ください。

なお、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられたことにより、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりました。ただし、傍聴される皆さまにも感染拡大の恐れがある場合などには、可能な範囲でのマスク着用をお願いすることもあります。



▲写真（議会傍聴席入り口付近）

○議会傍聴の際のお願い

北塩原村村議会の傍聴は「北塩原村議会傍聴規則」に基づき実施されています。今回はその内容の一部を分かりやすくご紹介し、より多くの方に傍聴いただけるようにご案内いたします。

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎ下さい
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにして下さい
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
8. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
9. 会議中の入退席はお静かに願います
10. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください

今月の表紙

村民とともに考える
これからの村づくり

令和7年11月21日に裏磐梯地区で、11月28日には北山地区で、みらいトーク（住民とのむらづくりワークショップ）が開催されました。

村の将来像を住民の皆さんと一緒に考える場として当日は、地域幸福度調査の結果を共有しながら、「北塩原村らしさ」や「これからの教育のあり方」などについて、参加者の方々と活発な意見交換が行われました。

みらいトーク開催報告：みんなで描く北塩原村の未来
北塩原村の未来は全住民が参加して描くワークショップ「みらいトーク」で実現。村から選出された代表者の意見を共有します。

守りたい「北塩原らしさ」とは？」
豊かな自然環境と四季折々の風景、歴史ある集落、美しい水辺、そして、人々の笑顔が溢れる村。これらは、北塩原村の未来を築くための大切な要素です。

ワクワクする未来への提案
「未来像」ではない「北塩原ならではの教育」を提議する。子どもたちが安心して学べる環境を整える。また、地域住民が主体的に関与できる仕組みづくりも重要視されています。

地域全体を「学びの場」にする
生涯学習施設、公民館、学校など、地域全体が学びの場となるように努めます。

少人数制で「学びの場」を創出
少人数制で、地域住民が主体的に関与できる環境を整えます。また、地域全体が学びの場となるように努めます。

▲村ホームページより一部抜粋（みらいトーク開催報告）

編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長	遠藤 康幸
副委員長	伊藤 敏英
委員	柏谷 孝雄
委員	鈴木 安奈

編集後記

新年おめでとうござい
ます。

村では、新たな総合振
興計画策定に向け準備が
進められております。

議会におきましても、
今日の村を築いた先人に
感謝し、さらによりよい
村を後世へ継承すべく、
二元代表制の一翼を担う
議会もまた尽力してい
ます。

議会広報は分かりやす
い誌面と、インターネッ
トによる映像配信を皆さ
まへ発信出来るよう、委
員一同精進してまいりま
す。

委員一同